

令和3年度 下水道事業会計決算の概要

- 1 公営企業会計について P 2
- 2 事業の概要 P 3
- 3 決算の概要 P 4
- 4 未処分利益剰余金について P 9
- 5 未処分利益剰余金の処分 P10
- 6 減債積立金及び建設改良積立金残高の推移 . . . P11
- 7 資金不足比率について P12

水安全部 総務課



1 公営企業会計について

※戸田市では、水道事業及び下水道事業の2事業が該当

- 地方公営企業とは
 - ・地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業
 - ・地方公営企業は、提供するサービスの対価である料金収入により維持

【一般の官公庁会計との違い】

- ①現金主義ではなく、発生主義である。
- ②期間計算(費用配分)の考え方がある。
- ③損益計算と資本取引の区分がある。
- ④資産、負債及び資本の概念がある。

現金の収支にかかわらず経済活動の発生事実に基づき整理。
その年度の収益の獲得につながったと考えられる部分だけがその年度の費用として整理。
1年間の経営成績を表す収益的収支、施設の建設・改良等の事業費とその財源を表す資本的収支の2つの収支がある。
資産は資金の運用形態を、負債及び資本は資金の調達方法等を示す。※資産=負債+資本

●収益的収支と資本的収支

■収益的収支(3条予算) ・1年間の企業の経営活動(汚水処理事業)に伴い、発生する収益と費用を表したもの
→施設の運転・管理等、事業を運営するための費用とその財源 →当年度の収益と費用を表す(黒字・赤字)

■資本的収支(4条予算) ・施設の建設など支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの支出とその財源となる収入を表したもの
→施設を建設・整備するための支出と企業債の借入などの財源 →翌年度以降の収益的収支に影響

○公営企業会計においては、資本的収支の収入が支出に対し不足するため、収益的収支からの損益勘定留保資金(※1)(減価償却費(※2)等)や利益で補てん(穴埋め)することが一般的。

※1 損益勘定留保資金：現金支出を伴わない支出によって企業内に残る資金。

※2 減価償却費：固定資産の経年的な価値の減少を毎事業年度の費用として計上するもの。

2 事業の概要

項目等		年度	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度増減額 (A) - (B)	対前年度増減率 (B) / (A)
処理区域内人口	人		134,395	131,999	2,396	+1.8%
水洗化戸数	戸		63,004	61,189	1,815	+3.0%
全体計画面積	ha		1,315.0	1,315.0	0.0	±0.0%
処理区域面積	ha		1,256.6	1,240.0	16.6	+1.3%
整備率	%		<u>95.6</u>	94.3	1.3	+1.4%
排水量	m ³		17,106,409	18,293,360	△1,186,951	▲6.5%
有収水量	m ³		15,279,363	15,217,737	61,626	+0.4%
有収率	%		89.3	83.2	6.1	+7.3%
使用料単価	円		84.66	74.60	10.06	+13.5%
汚水処理原価	円		75.70	72.72	2.98	+4.1%
経費回収率	%		<u>111.84</u>	102.6	9.24	+9.0%

- ・ 処理区域内人口：下水処理が開始されている処理区域に居住する人口(住基及び外国人の合計)で、令和4年3月31日時点の市総人口(141,206人)の95.2%。
- ・ 全体計画面積：将来的に下水道を整備する対象面積で、市総面積(1,819ha)の72.3%。市街化区域における整備対象外面積は、ボートコース水面のみ。
- ・ 有収水量と有収率：排水量のうち下水道使用料徴収の対象となった排水量とその割合。使用料徴収対象外の排水量は、地下水等の不明水、漏水等。
- ・ 使用料単価：排水量1 m³当たりの下水道使用料単価
- ・ 汚水処理原価：排水量1 m³を処理するために必要な費用
- ・ 経費回収率：使用料単価に対する汚水処理原価の割合

3 決算の概要 収益的収支①

(消費税抜 単位：千円)

科目等		年度	令和3年度決算額 (A)	令和2年度決算額 (B)	対前年度増減額 (A) - (B)	対前年度増減率 (B) / (A)
収益的 収支	収益的収入(a)		2,488,465	2,402,854	85,611	+3.6%
	収入	下水道使用料	1,293,511	1,135,261	158,250	+13.9%
		一般会計負担金	685,930	771,561	△85,631	▲11.1%
		その他収益	509,024	496,032	12,992	+2.6%
	収益的支出(b)		2,325,788	2,398,382	△72,594	▲3.0%
	支出	職員人件費	62,732	67,812	△5,080	▲7.5%
		委託料	257,258	228,513	28,745	+12.6%
		流域下水道費	559,846	598,692	△38,846	▲6.5%
		業務費	80,325	83,002	△2,677	▲3.2%
		減価償却費	1,101,565	1,103,129	△1,564	▲0.1%
支払利息		117,671	130,309	△12,638	▲9.7%	
その他雑支出		146,391	186,925	△40,534	▲21.7%	
当年度純利益(c) = (a) - (b)		<u>162,677</u>	4,472	158,205	+3,537.7%	



○主な増減理由

- ・収入・・・令和2年度に下水道基本使用料4ヶ月分減免(税抜148,795千円減免)を実施したことによる増
- ・支出・・・管渠清掃業務増による委託料の増、排水量減による流域下水道負担金の減、高利企業債(6.6%)償還による支払利息の減



3 決算の概要 収益的収支②



3 決算の概要 資本的収支①

(消費税込 単位：千円)

科目等		年度	令和3年度決算額 (A)	令和2年度決算額 (B)	対前年度増減額 (A) - (B)	対前年度増減率 (B) / (A)
資本的 収支	資本的収入(a)		1,248,763	821,749	427,014	+52.0%
	収入	企業債	801,400	644,600	156,800	+24.3%
		国・県補助金等	447,363	177,149	270,214	+152.5%
	資本的支出(b)		1,805,142	1,428,111	377,031	+26.4%
	支出	建設改良費	1,289,093	896,785	392,308	+43.7%
		企業債償還金等	516,049	531,326	△15,277	▲2.9%
資本的収支不足額(c) = (a) - (b)			<u>△556,379</u>	△606,362	49,983	▲8.2%

○主な増減理由

- ・収入・・・繰越工事(R2→R3)による企業債借入額の増、国庫補助金の増
- ・支出・・・繰越工事(R2→R3)による建設改良費の増



※ 収入が支出に対して不足する額は
損益勘定留保資金などで補填。

○工事の概要（下水道施設の新設）

新曽第一土地区画整理地区及び新曽中央地区内における污水管渠の整備により、整備率は95.6%に到達。

浸水対策として、雨水貯留管発進立坑の築造に先立ち、支障となる污水管等の移設を実施。

既設雨水排水施設7箇所に遠隔監視装置を設置。新曽南3丁目交差点～下町橋付近において雨水函渠の整備を実施。



3 決算の概要 資本的収支②



資本的収支の収入が支出に対し不足するため、収益的収支からの損益勘定留保資金(減価償却費等)や利益で補てん。



- 【建設改良費に係る主な工事】
- ①汚水築造工事 5 工事 L=4,539.02m
： 696,727,900円
 - ②雨水貯留管発進立坑敷地整備工事
： 7,162,100円
 - ③雨水排水施設遠隔監視装置設置工事
： 19,030,000円
 - ④雨水築造工事 1 工事 L=142.63m
： 61,103,900円



3 決算の概要 純利益と資本的収支不足額の推移

(消費税抜 単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
純利益	▲62,544	84,612	110,363	201,996	229,442	4,472	162,677
	[前年度比]	—	+30.4%	+83.0%	+13.6%	▲98.1%	+3,537.7%



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資本的収支不足額	736,769	751,777	718,948	697,087	670,273	606,362	556,379
	[前年度比]	+2.0%	▲4.4%	▲3.0%	▲3.8%	▲9.5%	▲8.2%



4 未処分利益剰余金について

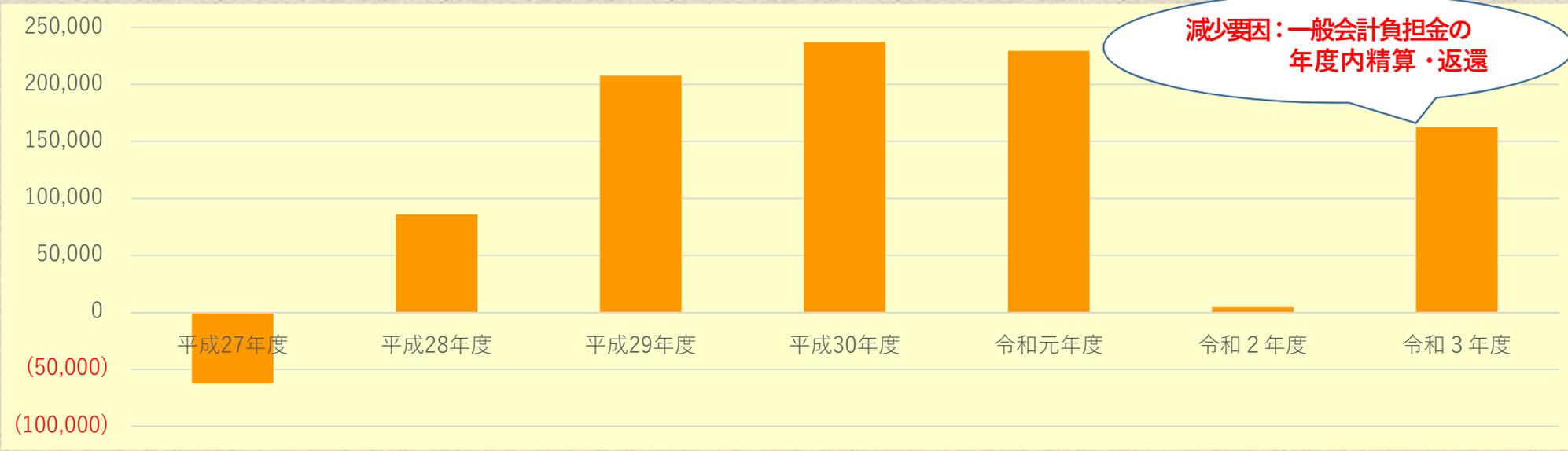
○未処分利益剰余金とは

公営企業における営業活動の結果発生した「純利益」については、前年度からの「繰越利益剰余金」とあわせて、「翌年度への繰越利益剰余金」として処理されることとなり、前年度からの「繰越欠損金」がある場合には、当年度の「純利益」から「繰越欠損金」を差し引いた残りの額が未処分利益剰余金となる。

(単位：千円)



未処分利益剰余金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	▲62,544	85,786	207,530	237,105	229,442	4,472	162,677



5 未処分利益剰余金の処分

○未処分利益剰余金の処分とは

下水道事業会計の決算において生じた、未処分利益剰余金について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て用途を決定して処分するもの。

(単位：円)

	当年度未処分利益剰余金
当年度末残高	162,677,217
議会の議決による処分額	△162,677,217
減債積立金の積立 ※1	△162,677,217
建設改良積立金の積立 ※2	0
処分後残高	0

※1 減債積立金 : 企業債の償還に充てるための積立金。

※2 建設改良積立金 : 建設、改良工事等に要する資金に充てるための積立金。

地方公営企業法（抜粋）
（剰余金の処分等）

第32条

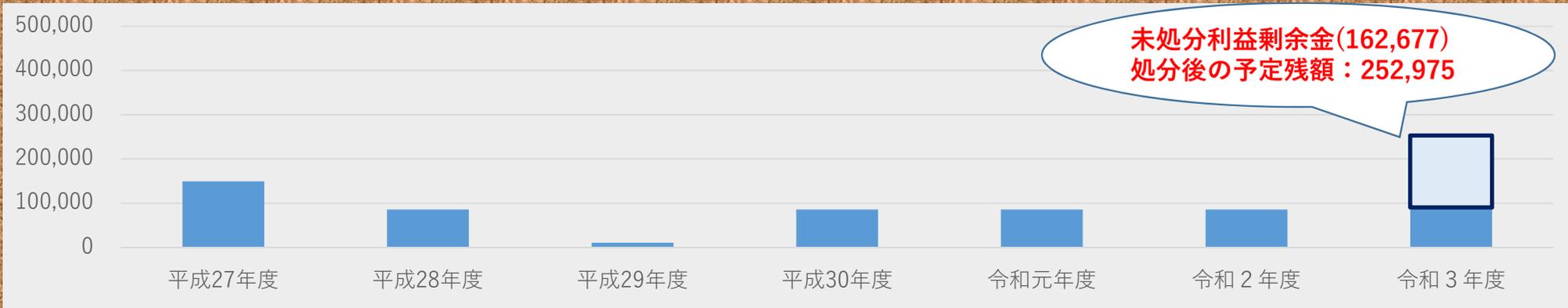
2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。



6 減債積立金及び建設改良積立金残高の推移

(消費税抜 単位：千円)

減債積立金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	149,389	85,672	10,573	85,826	85,826	85,826	90,298



建設改良積立金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	0	0	0	0	201,996	431,437	431,437



7 資金不足比率について

●資金不足比率とは

- 地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標で、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。この比率が高くなるほど、事業規模に比して累積された資金不足が発生、その解消が困難となるため、経営状況に問題があるとされる。
- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資本不足比率を公表しなければならない。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 ※1}}{\text{事業規模}}$$

会計名称	戸田市の公営企業の資金不足比率 ※2	経営健全化基準 ※3
下水道事業会計	—	20.00%



- ※1 (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
- ※2 資金不足になっていないため「—」で表示 (H27:—、H28:—、H29:—、H30:—、R1:—、R2:—)
- ※3 経営健全化基準：経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により経営の健全化を図るべき基準

【算定数値】
 資金不足比率 = 資金不足額：▲898,226千円(+:資金不足 ▲:剰余金) ÷ 事業規模：1,980,621千円